

秋山晃一議員

第1 標題「乳幼児健診について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

3 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は第1 標題として「乳幼児健診について」、第2 標題として「吉田口登山道の整備について」 第3 標題として「物価高騰に対応して支援する取組について」第4 標題として「有機フッ素化合物に対する取組について」の4 点を質問します。

第1 標題 「乳幼児健診について」

第1 標題として、乳幼児健診について質問します。

わが市は乳幼児健康診断については、4 か月乳児健診、1 歳6 か月健診、3 歳児健診が行われています。また2 歳児には「歯とこころの相談」が行われています。それ以外に医療機関を受診して受けられる1 から7 か月、9 から11 か月の各健診があるとも聞いています。この健診についてさらに充実したものにしていくためにお聞きします。

こども家庭庁が1 か月健診と5 歳児健診について予算的な措置も行いながら、これらの健診の実施について健診体制の整備に努めるように地方自治体に求めています。1 か月児健診については健診方法は原則として個別健診、5 歳児健診については原則として集団健診いずれも子供の発達や健康状態の早期発見を目的としています。また、留意事項として、5 歳児健診については発達障害、あるいは発達障害の疑いと診断された児童に対して、就学前までに必要な支援につなげることを求めています。特に5 歳児健診については、現在の取り組みですと3 歳児健診の後は入学前健診までの間健診がありませんでしたので、発達のつまずきなどの発見が遅れることになっていました。そこでお聞きします。この1 か月健診、5 歳児健診について、わが市ではそれに応えて、どのように健診体制づくりを取り組まれるのか、また、健診後に子供の発達に対する支援が求められた場合、支援する体制づくりについて、特に医療機関、福祉施設、学校、保健所など関係者の連携が必要だと考えますが、どのようになっていますか以上二点のことについて答弁を求めます。

以上で1 回目の質問を終わります。

1 回目の市民生活部長答弁

秋山晃一議員の乳幼児健診についての御質問にお答えいたします。

まず、1 か月健診についてであります。現在本市では、県内 27 市町村での統一した対応により、0 歳から 1 歳未満の乳児が医療機関で個別健康診査を受けることのできる受診票を 2 枚交付し、そのうちの 1 枚を御利用いただく形で 1 か月健診を行っているところであります。こうしたなか、現行の健診内容では、一昨年から国が新たに補助対象とした 1 か月健診の検査項目の一部に、不足する部分があることから、これを解消するため、山梨県と県内 27 市町村が協議を進め、国庫補助の採択やそれに伴う審査内容の充実等に関する検討を既に行っているところであります。

今後におきましても、1 か月健診につきましては、より効果的な内容となるよう、前向きな取組に努めてまいります。

次に、5 歳児健診についてであります。一般的に、5 歳頃は発達障害を発見しやすい時期とされており、特に、精神発達、言語障害などの健康診査の重要性が指摘されております。これまで本市では、地区担当保健師による戸別訪問、心理士による個別発達相談・集団発達訓練の実施など、重層的な取組を通じて、児童の発達障害の早期発見、特性に合わせた適切な支援につなげてきたところであります。また、昨年 4 月のこども家庭センターの設置を契機として、健診の充実も含め、こども・子育て世帯への更なる支援強化を進めているところでありますので、今後は、5 歳児健診に従事していただく医師、心理士などの人員体制の確保、関係機関等との実施体制に係る協議・検討などが必要となりますが、体制が整い次第、可能な限り早期に事業を実施してまいります。

次に、関係機関等との連携についてであります。乳幼児健診の結果、発育や発達に支援が必要と認められたこどもに対しては、早期受診、早期療養が必要であり、早期介入していくことが、こどもの成長発達のために何よりも重要と考えております。

こうしたことを踏まえ、こども家庭センターにおきましては、母子保健部門と児童福祉部門を統合・一体化した「強み」を最大限に生かし、保育・医療・福祉・教育分野の各機関などとの連携強化に力を注いでいるところであります。

今後におきましても、これまでに引き続き、地域ぐるみでこどもを支援するフォローアップ体制の強化充実に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「吉田口登山道の整備について」

1 回目の質問

第2 標題として「吉田口登山道の整備について」質問します。

富士山の登山道の一つである吉田口は江戸時代から昭和 30 年代までは賑わいを見せていました。しかし、富士スバルラインの開通とともに通る人も少なく廃屋が目立ち、忘れられた存在となっていました。富士山が世界文化遺産になり、外国人観光客など国内外の人が、この道に再び注目を寄せ、賑わいを取り戻しつつあるところです。いま市としてはこの登山道の整備に向けて、議論、検討を進めているということも聞いているところですが、検討から実行の段階に至っているのか、現在の登山道整備の進捗についてまずお聞きします。

次に、中ノ茶屋までのルートについてお聞きします。ここについては県道が通っていて車の交通も一定あることから歩道があるとはいえ、安全に気持ちよく行ける道とはなっていません。県道と並行して遊歩道がありますので、ここを整備活用して安全に通行していただいてはと考えますがいかがですか。また、近年は馬返し付近まで自転車で周遊する観光客も増えていますので、この遊歩道に自転車も通行できるようにしてはいかがと考えます。このことに関して市の考えを聞かせてください。

次に、中ノ茶屋から馬返しまでの道ですが、ここにも車両が通れる道と遊歩道があります。途中にはかつて昭和初期に市民の憩いの場であり、登山者にとっても休憩場所であった「大石茶屋」跡地があります。今は説明看板があるのみですが、この活用についてはどのように考えられていますか。

馬返しから5 合目までの整備について、まず登山道そのものの整備についてはどのように考えておられますか、馬返しを過ぎ最初の階段を上り、鳥居をくぐると登山道は真ん中付近が大きくえぐられ、登山者が歩くのには大変不便となります。この登山道の整備については検討されているのでしょうか。次に、案内表示や看板の整備についてはどのように考えておられますか。今整備されているものに加えて、1 合目まであと何メートルというような表示も必要ではないでしょうか。そのようなものがあれば疲れた登山者も次の目標への見通しが立てやすいと考えます。さらに3 合目のかつては「中食堂」「三軒茶屋」とも呼ばれていた場所ですが、その1 軒が見晴茶屋で下界への見晴らしがよかったと言われています、かつての景観を取り戻す整備も必要だと考えますがいかがでしょうか。次に1 合目の鈴原社をはじめとして現在かろうじて残っ

ている建物についてはどのようにしていくのか、5 合目までの間のトイレの施設についてはどのように考えているのか、信仰の歴史跡を残しながら、登山者の安全・快適な登山道としての整備をしていくことになると思いますが、建物、トイレなどについてどのように検討されていますか答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の吉田口登山道の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、現在の登山道整備の進捗についてであります。本市が主体となって富士山の普遍的価値を後世に継承し、快適な登山道を整備するため、令和5年度から2か年に渡り、国や山梨県をはじめとする関係機関及び有識者、登山道に係る方々に御協力をいただくなかで、「富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画」の策定に向け、協議、検討を重ねてまいりました。

本活動計画はこれからの吉田口登山道のビジョンを示した整備・活用の指針となるものであり、令和7年度からは策定委員会及び関係者会議のメンバーを中心に、具体的な内容について協議の上、保存と活用に向けた事業を展開してまいります。

次に、中ノ茶屋までのルートについてであります。吉田口遊歩道は、登山者の安全性の向上と自然に囲まれた道を歩いて体感することができる環境を保全しつつ、歩行者専用として利活用いただいております。

また、中ノ茶屋及び馬返までの道であります。県道と並行している吉田口遊歩道は、徒歩による登山を目的とした遊歩道であるため、バイクなどの車両が侵入できないよう木柵を設置し、登山者の安全に配慮した対策を講じているところであります。そのため、徒歩以外の軽車両に分類される自転車などの利用は遊歩道ではなく、県道である吉田口登山道を利用いただくものと考えております。

次に、大石茶屋跡地の活用についてであります。土地そのものは富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合が管理しており、個人の権益に関係するため、現時点において活用は考えておりません。しかしながら、この範囲一帯には国の天然記念物に指定されているレンゲツツジの群落があることから、天然記念物の保護や景観の創出としての取組を検討しているところであります。

次に、馬返から五合目までの整備についてであります。吉田口登山道は、山梨県が管理している道路であり、山梨県では雨水による浸食を食い止めるため、浸透柵を

設置するなど対策を講じております。しかしながら、馬返から五合目までの登山道には秋山議員御指摘のとおり、雨水により土砂が流れ、挟られた箇所がありますので、今後も、山梨県に対策について要望してまいります。

次に、案内表示や看板の整備についてであります。活動計画を策定する際に、委員や関係者からも御意見をいただいております。利用者にとって、わかりやすく統一性をもった案内表示等の整備を計画しておりますので、今後、各関係機関と協議の上、計画に沿って整備を進めてまいります。

次に、三合目の景観を取り戻す整備についてであります。平成26年に山梨県のおもてなし森林景観創出事業により、馬返、女人天上、三合目、四合目、四合五勺周辺の樹木伐採等がなされ、眺望が改善されました。しかしながら時間の経過に伴う樹木の生育により眺望が遮られてきております。秋山議員より御質問いただいた三合目からの眺望の改善をはじめとして、計画的な整備の実施を山梨県に要望してまいります。

次に、一合目の鈴原社をはじめとした現在残存している建物の活用等についてであります。現在五合目までの登山道に残されている主な建造物として、鈴原社のほかに四合五勺の井上小屋があります。これらの建造物に対しましては、倒壊を防ぐため、令和5年度に応急措置を施しました。いずれも信仰の道として重要な施設であるため、今年度、この2棟の建造物調査を実施し、詳細な記録を作成したところであります。今後、これらの調査データを基に所有者と協議を重ねながら保全活用に取り組んでまいります。

次に、五合目までの間のトイレ施設についてであります。これまでも富士山の環境保全と登山者の利便性向上のため、毎年4月中旬から11月下旬までの間に合計8基の仮設トイレを設置しております。今後におきましても登山者の利便性を図るため、引き続き仮設トイレ等の設置を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

令和7年度より保存と活用に向けた事業を展開するということですので、早期に実現を図っていただき、多くの方が登山道を利用して、歴史を感じながら5合目まで徒歩で登る体験ができるようにしていただきたいと思います。

答弁では3合目の景観を取り戻す点に関連して、山梨県が行った事業について述べられていました。そのときから時間の経過もあります。馬返しの石段もかなり湾曲してきました。また、女人天上に至る木の階段も朽ちてきて危険なものとなっていますし、そこに至るルートも非常に分かりにくくなっていますので、景観を取り戻すとともに、こうした事例からも登山道の整備について山梨県に強く働きかけて一刻も早く整備すべきだと考えますがいかがでしょうか。答弁を求めます。

また大石茶屋について、活用は考えていないがレンゲツツジの群落があることから、天然記念物の保護や景観の創出の取組を検討しているということでした。

このレンゲツツジの群落は年々規模が減少しているように思いますが、その保護などについて具体的に検討されていることがありましたらお聞きします。

以上で2回目の質問を終わります。

2回目の市長答弁

秋山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、馬返の石段の湾曲につきましては、史跡富士山の管理団体及び道路管理者である山梨県に対して、信仰の道としての価値を維持できるよう整備を要望してまいります。併せて、女人天上に至る木の階段の破損等につきましては、現在策定しております富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画に基づき、速やかに対応を検討してまいります。また、女人天上に至るルートの表示についてであります。本計画において有識者及び関係者から登山道全体の案内表示等の整備について御意見をいただいておりますので、関係機関と調整を重ね、わかりやすい案内表示の整備を進めてまいります。

次に、国の天然記念物に指定されているレンゲツツジの群落の保護についてであります。有識者から、レンゲツツジは陽光を好むため、生育を阻害する樹木を伐採し、日当たりを確保することが望ましいという見解をいただいております。本市といたしましては、民間団体による活動を支援するなど、レンゲツツジの群落の保護に努めているところであります。さらに、山梨県おもてなし森林景観創出事業が活用できることから、実施主体となる山梨県に対し、樹木伐採による生育環境の保全と富士山を望むことができる眺望の確保について強く要望してまいります。

以上、答弁いたします。

第3 標題「物価高騰に対応して支援する取組について」

1 回目の質問

第3 標題として「物価高騰に対応して支援する取組について」質問します。物価の高騰が市民生活を脅かしていることについては異論のないところだと思います。これまでの食料品や生活用品、燃料代などの値上げに続いて、昨年来主食であるコメの値上がりがあり、今年の新米も不足になるのではとマスコミ等で騒がれています。これらの物価高騰に対応する支援の取組について、介護事業者への支援、子育て世帯への支援、低所得者への支援についてお聞きします。

まず介護事業者への支援についてです。政府は 2024 年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を引き下げました。全国ホームヘルパー協会と日本ホームヘルパー協会は「さらなる人材不足を招くことは明らか」と批判しましたが、その言葉どおり、厚労省は昨年末、全国の介護事業所の休廃止が急増しているとする調査結果を公表、民間調査会社の調査でも訪問介護事業者の倒産件数が過去最高を記録し、深刻な実態が浮き彫りとなっています。介護報酬改定については国が決定することですが、市としては困難を抱えている介護事業者を支援して事業の存続を図るためにも、燃料代などの支援を検討すべきだと考えます。次に子育て支援ですが、これまでの議会で、国保税の均等割りについて、収入のない児童の分も収めることを求められている世帯に対して、市独自の制度によって軽減を求めてきました。市からは広域化した国民健康保険制度の中では困難だという答弁でした。それでは物価高騰からの支援として一時的ではあっても、これらの課題に該当する家庭に支援を行うことはいかがでしょうか。次に低所得者への支援ですが、国からの支援はありましたが、電気、ガス、灯油などの燃料費の異常な高騰、食料品の高騰ですので、さらに市としても支援を行うことが必要だと考えますがいかがでしょうか。以上の三つのことについてお聞きして、答弁を求めます。

以上で一回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

物価高騰に対応して支援する取組についての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の介護事業者への支援についてであります。令和6年度の介護報酬の改定において、国が訪問介護の基本報酬を引き下げたことによる事業所運営の厳し

さについては十分に認識しております。各事業所の介護事業につきましては、国が定める介護報酬の収入によって運営されておりますが、昨今の社会情勢から地域の介護を支える訪問介護事業所が安定したサービスを提供できるように、また実態に即した介護報酬となるよう、現在、国に対し全国市長会等を通して要望をしているところであります。現時点では市独自の施策として、燃料代などの支援は考えておりませんが、今後につきましても国の動向等を注視しつつ、適正な介護報酬となるよう引き続き介護報酬の改定を要望してまいります。

次に、2点目の国民健康保険に加入する子育て世帯への支援についてであります。既に国が均等割の未就学児均等割減免制度を令和4年度より導入しており、その制度拡充についても本市を含めた全国各地の自治体が国に対し要望をしているところであります。なお、物価高騰の側面からの支援についてであります。国民健康保険加入の子育て世帯に限った支援を行うということについては、公平性の観点から考えておりません。

次に、3点目の低所得者への支援についてであります。現在、国の重点支援地方交付金を活用した低所得者世帯支援事業といたしまして、令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円、その世帯に18歳以下の児童がいる場合には1人当たり2万円を加算する給付金の支給を進めているところであります。このため、本市独自の低所得者に対する支援を実施することは現時点では考えておりません。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

2回目の質問を行います。

これまで行われてきた低所得者への支援としましては、2023年度に行われた「低所得世帯向け給付金」1世帯10万円があります。この時は住民税均等割のみ課税世帯についても支給対象とされましたが、今回行われている国の低所得者世帯重点支援事業につきましては、住民税非課税世帯と対象も金額も大幅に限定されました。この事業による支援だけで物価高騰に対する救済を賄いきれると判断するのは市民の生活実態とかけ離れていて、やはり市独自の支援が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。再度答弁を求めます。

次に国保世帯への支援について、公平性ということ言えば、これまでも申し上げてきたとおり、ほかの保険制度にはない均等割などの制度によって、他の医療保険より高い保険料を払わなければならないというところに、公平性に欠けるところがあると考えます。その公平性を担保するために地方自治体が国保加入世帯に対して保険料とは別の形で支援をしていくことはできると考えます。

実際に大阪の能勢町では「健康増進支援金」を創設し、国保に加入する町民一人当たり 10,000 円を支給していましたが、2023 年度からは物価高騰による影響を考慮して 15,000 円に引き上げています。このようなことから、本市では児童が加入している国保世帯への別の形での支援は可能と考えますがいかがでしょうか。答弁を求めます。

以上で 2 回目の質問を終わります。

2 回目の市長答弁

秋山議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、低所得者への本市独自の支援についてであります。今回の給付金につきましては、物価高騰の負担感が大きい世帯に対する負担軽減策として、対象者を住民税非課税世帯に限定し、国の重点支援地方交付金を活用するなかで、支給するものであり、本市といたしましては、対象者の皆様に給付金を速やかに支給することを最優先に考え、現在、鋭意作業を進めているところであります。

今後も、物価が高い水準で推移していくことが想定されますが、低所得者に対する経済的支援につきましては、国の責務として、実施していくべきものと考えておりますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、本市独自の低所得者に対する支援につきましては、現時点では考えておりません。

次に、国民健康保険に加入する子育て世帯への支援についてであります。本市の国民健康保険特別会計につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度まで、歳入不足により、積み立てている基金の取崩しを行っている状況であり、国民健康保険が抱える構造的課題から大変厳しい財政運営を強いられているところであります。

国民皆保険の最後の砦といわれる国民健康保険制度の安定的な事業運営が保険者には求められておりますので、厳しい特別会計の財政運営のなかで、児童がおられる国

民健康保険世帯に対して本市独自の支援を行うことにつきましては、現時点では考えておりません。

なお、本市といたしましては、子育て世帯の負担軽減につながる均等割の減免制度拡充について、全国市長会などあらゆる機会を捉え、引き続き粘り強く国に対して、要望してまいります。

以上、答弁といたします。

第4 標題「有機フッ素化合物に対する取組について」

1 回目の質問

第4 標題として発がん性の恐れが指摘される有機フッ素化合物に対する取組についてお聞きします。

発がん性の恐れが指摘される有機フッ素化合物による高濃度の汚染が、米軍基地や自衛隊基地、関係工場、産業廃棄物処理場の周辺の河川・湧水や土壌、飲用水から確認され全国的に健康への影響が大きな問題となっています。環境省と国交省は昨年12月24日、有機フッ素化合物について、社宅や療養所などで自家用供給される「専用水道」の初の調査結果を公表しました。これによりますと2020年4月からの約4年半に44か所で国の暫定目標値を超過していました。環境省は同日、水道法に基づき事業者に定期的な水質検査を義務付ける「水質基準項目」の対象に有機フッ素化合物を加える方針を固めています。

岡山県吉備中央町では、水質検査で国基準を上回る有機フッ素化合物が検出されたところから、その水道水を飲用している住民を対象として、公費で住民の血中濃度検査を実施しました。

そこでお聞きします。わが市ではこの有機フッ素化合物に対しての認識はどのように考えられているのか。そして上水道の水質検査については現在の取組はどのようになっていますか答弁を求めます。

以上で一回目の質問を終わります。

1 回目の都市基盤部上下水道担当部長答弁

秋山晃一議員の有機フッ素化合物に対する本市の取組についての御質問にお答えいたします。

有機フッ素化合物につきましては、人体の健康への影響を踏まえ厚生労働省により令和２年４月から水道法の水質管理目標設定項目として追加されたことを契機に、幾つかの自治体の水質検査では基準値を上回るものが検出され健康被害が危惧されている状況であることと認識しております。

本市の上水道における有機フッ素化合物に関する水質検査につきましては、令和２年に下吉田第２水源が山梨県より水質監視地点として指定され、当該検査を実施しておりますが、以降、本年までの検査結果におきましては、機械の測定できる最小値未満であり、現状、問題はないものと捉えております。

さらに、下吉田第２水源だけでなく市内を地域で分け検査を行うため、最上流の熊穴水源と最下流の白糸水源においても令和７年２月 18 日に採水を行ったところであり、今月中に検査結果が出るようになっておりますので、随時ホームページで周知を行う予定であります。

いずれにいたしましても、安心安全な水道水の供給を行うよう、国の指針を注視しながら、引き続き適切な対応をしてまいります。

以上、答弁といたします。

２回目の質問

２回目の質問を行います。

有機フッ素化合物についてはEUでは全１万種の規制に動くなか、日本での規制は３種のみです。現在の国の暫定的な目標値は、欧米と比べて緩い基準となっております。今後この緩い基準が規制値となって、自治体に対して対応が迫られることになると思いますが、「発がん性が顕著なため、基準値以下でも安心はできない。」という、このような認識の下で、今後も水道水の検査・監視が行われるべきだと考えますがいかがでしょうか。答弁を求めます。

以上で２回目の質問を終わります。

２回目の都市基盤部上下水道担当部長答弁

秋山議員の２回目の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、本市の水道水における有機フッ素化合物に関する検査結果におきましては、検査機器にて測定が可能な最小値にも達していない状況

であり、国の定める基準値を大幅に下回っておりますことから、現状、問題はないものと捉えております。

国が定めております現在の暫定目標値につきましては、国の現時点における科学的知見に基づき設定されたものであり、引き続き様々な検討が進められておりますので、国の指針を注視し、今後も安心・安全な水道水の供給を行うよう、適切に対応してまいります。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

長期にわたる経済の停滞と衰退、「失われた 30 年」で暮らしの困窮は一層深刻になっています。とりわけ物価高騰が直撃しています。消費者物価指数は昨年 12 月まで 40 カ月連続上昇です。2022 年以降、食料品は 2 割増になっていて、エンゲル係数は 29.0 パーセントでこの 43 年間で過去最高です。今後も市から市民への支援の必要性を提言してまいります。以上で質問を終わります。